

災害による市営住宅の一時使用について

1 趣旨

本市における火災等被災者が、被災後に住宅を修理し、又は新たに確保する際に、当面、生活できる場所として、市営住宅を短期間提供し、生活の再建を支援しようとするものです。

2 概要

(1) 対象者

旭川市内で災害（火災及び風水害、地震等の自然災害）により住宅が居住不能の状態（り災証明書の提出が可能なもの）になった災害被災者。ただし、被災の原因が火災である場合においては、当該火災を故意に発生させた者は、対象外です。

※通常の入居申込者に必要となる次の要件は問いません。

- ・収入要件（収入が一定未満であること。）
- ・住宅困窮要件（住宅を所有していないこと。）

(2) 使用期間

3か月（ただし、やむを得ないと認められるときは、当初の一時使用の期間を含めて最長1年間を限度として、3か月ごとに期間の更新ができます。更新には申請が必要です。）

(3) 使用料

住宅により異なりますので市営住宅課にお問い合わせください。

（旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例第2条による額）

※申請により使用料の減免を受けることができます。

※また使用料とは別に、浴槽・給湯器のリース料、光熱水費、共益費等が必要となります。

(4) 敷金

免除

(5) 連帯保証人

不要

(6) 根拠

地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可
旭川市公有財産規則

3 申請手続

被災後7日以内に市営住宅課へ連絡してください。

その後、「行政財産使用許可申請書」に「り災証明書」、「世帯全員の住民票」、「誓約書」を添えて、市営住宅課に提出してください。

4 一時使用に充てる市営住宅

市が指定した市営住宅の中から、選択していただきます。

5 公募資格の特例

一時使用者の許可を受けた方が、市営住宅の入居資格を備えている場合については、市営住宅を一時使用したまま、一般公募の募集に申込みをすることができます。

6 特定入居（公募によらない入居）

一時使用の許可を受けた方が、市営住宅の入居資格を備えている場合については、一時使用中の市営住宅への特定入居を申込みことができます。

問い合わせ先

旭川市建築部 市営住宅課管理係

電話0166-25-8510